

指定介護予防居宅療養管理指導・指定居宅療養管理指導 運営規程

第1条 医療法人九州千雅が開設する安心院整形外科医院（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防居宅療養管理指導及び指定居宅療養指導（以下「指定居宅療養管理指導等」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 安心院整形外科医院が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要支援・要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 指定居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 指定居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 安心院整形外科医院
- (2) 所在地 大分県宇佐市安心院町木裳 413 番地 1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 2 人（専任常勤 1、非常勤 1）

※医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、夏季休暇及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、宇佐市の区域とする。

(苦情処理の体制について)

第9条 事業者は、提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努める。

2. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしない。

(虐待防止の体制について)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利

用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 従業員の質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は安心院整形外科医院が定める。

(付則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年4月1日改定施行。

令和6年4月1日改定施行。